

2024年8月12日

明石公園旧市立図書館跡地 利活用計画（素案）に対する意見書

〒673-0845 明石市太寺4丁目9-17

松本 誠

電話 078-914-8029

E-mail : matsumoto-mk@nifty.com

表記の計画（素案）について、以下の通り意見書を提出します。

【意見項目】

- 1 解体撤去しなければならない理由と、6年間放置してきた理由と責任を明確にすること
- 2 都市公園法による新施設の設置許可が短時日で下りる可能性について
- 3 「素案」が有する公共施設の性格と必要性
- 4 公共施設としての具体的イメージが湧かない「コンセプト」や「機能」
- 5 貧弱なスペースの市民交流施設のお粗末さ
- 6 事業費に関する疑問
- 7 財源計画と事業スケジュールに関する疑問
- 8 利活用計画策定支援業務委託契約と担当部局の責任および事業スケジュールとの関係
- 9 ワークショップ手法による市民意見の聴取と意見交換手法の誤り

1 解体撤去しなければならない理由と、6年間放置してきた理由と責任を明確にすること

県立図書館とともに半世紀に及んで県立明石公園の“文化的風景”として溶け込んできた旧市立図書館を解体撤去して、新たな施設を建設する理由に説得力ある説明と根拠を欠いている。県立図書館は市立図書館が移転した同時期に、極めて少額の負担で「耐震補強と大改修工事」を実施して、少なくとも30年間利用できる対応をしている。この間、空き家にして老朽化を早めてきたのは、図書館の移転に際して後の施設をどのように活用するか具体的な検討や立案をしなかった市の怠慢と無責任にある。そうした経緯と反省を明確にしないまま「解体撤去ありき」の計画を進めるのは公共施設設置者としての怠慢と責任を覆い隠すことにもなる。

あらためて、解体撤去の理由と、旧施設の耐震補強と改修による再利用の可能性について検討してきた内容を明らかにすべきである。

2 都市公園法による新施設の設置許可が短時日で下りる可能性について

半世紀前の図書館建設に至る経過を振り返ると、都市公園法による図書館建設の許可を得るのに大きなハードルがあり、幾多の経緯を経ている。また、図書館建設の前には、明石市が明石公園内

に求めた市民会館建設について当時の「知事と市長」の合意があっても公園管理者の土木部や文化財保護審議会等の壁を超えることができずに“頓挫”した歴史もある。

今回の素案は、現時点ではまだ具体的な施設イメージすら明確になっていない中で「来年度着工」のスケジュールに間に合うように「県の設置許可」を得られる見通しがあるのかどうか、明確にすべきである。また、来年 7 月の知事選や場合によっては繰上げ知事選になるかもしれない県政の混乱の中で、「現知事との約束」にすぎた計画がスムーズに進むと考えているのかどうか。明確にするべきである。

3 「素案」が有する公共施設の性格と必要性

明石市が設置する公共施設は、その施設の目的と必要性が明確でなければならない。将来の財政問題とも絡んで公共施設の設置や再配置について厳しい制約がある中で、最近では明石市の長期計画に位置づけられていない公共施設が次々に新設される傾向がある。「5 つの図書館計画」はその典型であり、市立図書館の駅前再開発ビルへの移転も審議会等の議論を経て決まったものでもなく、長期総合計画にも位置づけられていないものが、時の市長の裁量で突然決まり推進された。「5 つの図書館」づくりも審議会等の位置づけがないまま、なし崩し的に西明石の複合施設の計画が進められており、二見図書館に至っては、大型スーパーの空きスペース対策として持ち掛けられたものが“即決”に近い形で開設が進んでいる。

「旧市立図書館跡地の利活用計画」と称した素案も、何らの長期計画や審議会等に諮る裏付けもなしに進められている。ワークショップ等で「あったらいいな！」的な市民の提案やアイデアを根拠に新たな公共施設を建設するほど、明石市は財政的に豊かな自治体なのか？ 新たな公共施設を造る手順としては極めて安易であり、思い付き行政の範疇にしか過ぎない。なぜ、このような進め方をするのか、明確にするべきである。

4 公共施設としての具体的イメージが湧かない「コンセプト」や「機能」

コンセプトとして記載している「いつでもみんなをやさしく包む居場所」は、市民が利用する「全ての公共施設」に共通するものに過ぎない。「いつでもだれでも心地よく過ごせる居場所としての機能」や「みんなが自由に集まり交流できる機能」も、コミセンや図書館、地域交流センターなど、市民が利用するほぼすべての公共施設に必要な機能であり、ここからはどのような公共施設を造るのかというイメージにつながらない。

「明石公園でのさまざまな活動を支援する多目的な機能」に至っては、県立公園である明石公園内に、なぜ明石市が建設費用と維持管理費負担して建設する必要があるのか、疑わしい。明石市がどうしても、明石公園内に設置しなければならない理由も必然性も定かではない。

建物以外の部分は、広場などの屋外空間にするという想定だが、緑豊かで随所に広場がある明石公園内で、明石市がわざわざそんな中途半端な空間を造り、管理運営する理由は全くない。明石市はそれほど豊かな財政を持て余しており、職員等も暇なのか？ということになる。

こうした問題点に対して説得力のある説明を求めたい。

5 貧弱なスペースの市民交流施設のお粗末さ

3階建て、延べ床約5000㎡もある既存の「旧図書館と旧中央公民館」を解体撤去して、500㎡や1500㎡のちっぽけな建物を建設する矛盾に、なぜ気づかないのか？ 旧施設を耐震補強改修して使えば広大な図書室空間や緑を通した涼風が入る学生生徒らの広い学習室を活用できる。明石駅前の図書館の学習室が極めて狭いため、駅前帯には席の空きを待つ“ジプシー生徒”らで溢れている現実を、市は知らないのか？

既存の図書館空間を普段はそうした学生生徒らに開放し、災害時や大規模イベント等の時にはボランティアの拠点に使える。5000㎡の広い空間は、市内で払底している市民活動の会議室や交流空間に活用するほか、駅前への図書館移転でなくなっている「郷土資料室」を復元、拡大することも可能になり、「城下町資料室」等の懸案にも対応できる。

こうした既存施設の活用案について、市は具体的な検討や費用的な検討など全く行わないまま「解体ありき」の計画を進めてきた。こうした指摘や提案に、説得力のある説明ができるのか？

6 事業費に関する疑問

「旧市立図書館跡地の利活用計画」として“解体撤去ありき”から出発していることから、事業費については解体撤去を前提とした事業費しか公表していない。既存施設および「跡地」を活用することを検討する際には、当然ながら「既存施設を活用した場合の事業費」との比較検討が行われねば説得力を持たない。

にもかかわらず、経過では「空調設備や給排水設備等、設備面の老朽化が著しく、継続して使用するためには耐震化に加え大規模改修が必要」と記載しているだけで、既存施設の耐震補強工事と大規模改修に必要な事業費の試算結果は示されていない。試算結果もなく、このような記述だけで事業費的にも「解体撤去と新設」が有利とするのは適正な検討経過とは言えず、説得力はない。

したがって、試算結果を公表すること。試算をせずに「解体ありき」で進めているのは、公正な行政としては適切ではない。直ちに比較検討できる試算結果を示して、説得力ある根拠を示すべきである。

ちなみに、3月市議会では、公明党の梅田議員が県立図書館の耐震補強工事と大改修の実績費用を明らかにし、国の補助金等の活用も含めた比較試算を提示しており、その資産によると市の建て替え計画よりもはるかに有利で有効な試算結果が提案されている。市は、公明党重鎮の議員のこうした指摘と提案に対して明確に答えるべきではないか？

7 財源計画と事業スケジュールに関する疑問

この計画の財源として「都市公園法の許可を受けることができる施設であることを踏まえ、事業費の財源としては、都市構造再編集中支援事業による国庫補助や交付税措置のある地方債の活用を想定し、市の実質費用負担を8億円以内に抑えられるように計画します」としている。

国庫補助事業として公共施設計画を進めるには、公共施設の具体的中身を明確にし、補助事業の対象になり得るかどうかの下相談が必要になると思うが、先に述べたように現時点では計画の中味の具体性を欠き、補助事業の対象になるかどうかの判断はされにくいと見られる。計画では「国庫

補助や交付税措置のある地方債の活用を想定し」としか記載されていない。現時点でのこのような抽象的な計画を持って、国または窓口になる県に対する補助事業対象としての可能性を折衝し、確証を得られているのかどうかを明確にしなければならない。「想定し…」との表現にとどまっているのは、具体的な折衝はこれから先のことを意味していると理解せざるを得ない。素案の段階の計画では、「折衝」のしようがないのだから、当然だと思う。

また、国の補助事業制度に詳しい元財政関係OBによると、都市構造再編集中支援事業の補助対象にはなり得ないと指摘されている。いわんや、この制度で別の公共施設の「解体撤去費」まで補助対象にするのは困難であるという指摘もされている。

また、事業スケジュールとの関係で言えば、「来年度には施工者選考を経て着工」というスケジュールになっているが、国の補助事業の決定スケジュールとの関係で、どのような見通しを描いているのか？ 補助事業の決定の前に「見切り発車」で着工することが可能なのかどうか。

市はこうした疑問に明確に答えるべきである。

8 利活用計画策定支援業務委託契約と担当部局の責任および事業スケジュールとの関係

この利活用計画について明石市が5月に計画策定の支援業務を神戸のコンサル事務所に297万円で業務委託していることに、最近気づきました。最近の明石市は何でもかんでもコンサルに業務委託する傾向が強いことに不審を抱いていますが、この委託契約によると「利活用計画の方針や導入機能、整備方針、施設の規模や構成と配置、概算事業費に至るまでの検討を委託し、加えて国の補助金や交付税措置の活用の可能性まで調査を委託し、利活用計画の素案から最終的な利活用計画（案）の作成、さらには議会報告後の修正作業までコンサルに委託することになっている。

市の担当部局の政策局は、いったい何をするのですか？ 何もかも政策局で抱え込んで対応できない状況は容易に伺えますが、そのことと「コンサル丸投げ」の事業推進手法は自治体の行政能力を著しく阻害し、外部依存の行政に随しかねない危険性をはらんでいます。

さらに事業のスケジュール計画のタイトさを考えると、こうした事業をすすめる手法が市民参画条例に基づく公共施設建設計画に対する市民参画手続きをないがしろにする背景になっているのではないかと思います。

市はこうした市民からの疑問に明確に答えてください。また、9日に開かれたワークショップで担当部長は国の補助事業や交付税措置のある地方債の活用については、「自らが国交省に出向き本事業に適用できることを確認してきた」と質問に対して答えていたが、ならばこの補助事業のメニューに適合する施設ではないという市民からの指摘に対して具体的に答え、国交省のどの部局といつの時点で確認しているのかどうかを明確にすべきである。現在までに説明できる案の内容で、補助時用に対象になるかどうかの確認を得られるほど、霞が関の官庁は甘くない。

9 ワークショップ手法による市民意見の聴取と意見交換手法の誤り

本件策定作業の過程で政策局は3回のワークショップを重ねて市民意見を聴取してきたとしているが、市民参画手続きに関して政策局は明らかに勘違いと誤りを犯している。

旧図書館跡地の利活用計画はもちろん、新ごみ処理施設計画、大久保駅前周辺の施設計画など、具体的な新施設計画について市民の意見を聴取する際には、先ず必要なのは計画案や政策課題に対する市の考え方や進め方、具体的な計画内容についての説明と質疑によって市民と市の責任者が意見交換することが、市民参画条例に明記されている。

昨年来、市はグループ討議を基本にした「ワークショップ」手法ですべてを処理しようとしているため、市の考え方や具体的な政策や計画内容について周知、説明を図ることがおろそかにされ、説明に対する「質疑」さえも省略して「グループ討議」に委ねようとしている。

グループ討議は毎月開催しているタウンミーティングで言えば、若者や子ども会議、高齢者や子育て、障害者、まちのにぎわいや地域課題などの抽象的で将来のあり方についての意見を交換し、聴取する場合には有効だが、旧図書館問題や新ごみ処理施設、大久保駅前周辺の公共施設、大久保北部丘陵地の課題等々の具体的な政策課題については、「市民同士での意見交換」に委ねる方式は明らかに手法を誤っている。

市民から見れば、市の責任者や担当部局への質問を避けて曖昧な議論に終わらせようという“姑息な手法”としか見えない。市が立案した計画、あるいは検討している政策課題への対応について、市がきちんと説明し、市民が納得できるまで質疑を重ねる意見交換が「説明会と意見交換」あるいは「タウンミーティング」という手法である。

こうした疑問に市は真正面から答え、対応方針を改める必要がある。「市民参画を徹底する」方針を掲げたはずの丸谷市長のもとで、このような「ごまかし」と「市民参画の後退」が行われていることは残念でならない。

以上